

# 千葉県報

号外  
令和6年2月20日

## 主要目次

- 千葉県組織規程の一部を改正する規則
- 千葉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規則
- 千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則
- 千葉県財務規則の一部を改正する規則
- 千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

## 規則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二号

#### 千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第四百十条の表中「柏市」を「我孫子市」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年二月二十六日から施行する。

千葉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第三号

#### 千葉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規則

千葉県自家用電気工作物保安規程（昭和五十三年千葉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出しを「（使用前自主検査及び使用前自己確認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

主任技術者は、前条第六項の規定により実施する検査が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を確認しなければならない。

一 法第五十一条第一項の規定による使用前自主検査（以下「使用前自主検査」という。）その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

二 法第五十一条の二第一項又は第二項の規定による確認（以下「使用前自己確認」という。）その工事が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

第十七条の二第二項中「の実施」を「又は使用前自己確認の実施」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第二十一条の二 施設管理者又は工事管理者は、工作物の保安を確保するため、経済産業省の定める自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な処置を講じなければならない。

第二十六条第一項中「小売電気事業者」の下に「又は同項第九号に規定する一般送配電事業者」を加える。

別表第三使用前自主検査又はしゅん工（自主）検査測定試験記録の項中「使用前自主検査又は」を「使用前自主検査測定試験記録、使用前自己確認測定試験記録及び」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第四号

#### 千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

千葉県市町村振興資金貸付規則（昭和五十三年千葉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「事業計画書（別記第二号様式）」を「事業の計画書」に改め、同条第二項中「事業計画書」を「事業の計画書」に改める。

附則に次の一項を加える。

（公共施設等の除却に係る貸付対象事業の特例）

5 地方財政法附則第三十三条の五の八の規定により地方債を起す市町村等については、別表第一の規定の適用については、同表一般事業資金の項中「に該当する」とあるのは、「又は同法附則第三十三条の五の八に該当する」とする。  
別記第一号様式中「事業計画書」を「事業の計画書」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第七号様式の注を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

別表第一東葛飾地域振興事務所の項中

「手賀沼下水道事務所

—— 柏市

」を

「手賀沼下水道事務所

—— 我孫子市

」に改める。

附 則

この規則は、令和六年二月二十六日から施行する。

告

示

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第八十七号

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱(昭和五十一年千葉県告示第六百八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「者(」の下に「私立の高等学校及び私立の中等教育学校の後期課程にあつては、学校法人に限る。」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八